

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)は、企業理念として「遊びの本質を追究“Think Innovation”〜もっとワクワクするものを、もっと世の中を盛り上げるものを〜」を掲げ、カラオケ事業を基軸に、日々絶えず、オリジナルシステムやコンテンツの開発・拡充に努めております。これらの活動を通じて、お客様目線で、当社ならではのサービスを提供し、お客様のご満足頂くことを中長期的な成長の軸とし、企業価値の増大を図るべく、グループ全体が一丸となって業務に取り組んでおります。

そして、引き続き「新しい楽しみ方や価値」を世の中に発信し続け、企業価値をより極大化させるためには、株主の皆様他、当社グループを取り巻くステークホルダーの方々のご期待ご信頼に応えるだけの、より強固なコーポレート・ガバナンスの構築が必須課題であると認識しております。

そこで、当社グループは、東京証券取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を尊重し、様々な施策をもって、経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上を図り、全てのステークホルダーの方々との対話を通じて、中長期的な企業価値及び株主価値の最大化に資する、より強固なコーポレート・ガバナンスの構築を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】(株主総会招集通知の早期発送・電子的公表)

当社は、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送及び電子的公表について、検討してまいります。

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り・招集通知の英訳】

当社は、当社株主構成に占める機関投資家や海外投資家の比率が極めて低いこと等に鑑み、現時点においては、議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成は行っておりません。同制度導入の是非については、今後の株主構成の変化や費用対効果等を勘案した上で、その都度、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】(英語での情報の開示・提供)

当社は、英語での情報開示・提供については、今後の海外投資家比率の変化や費用対効果等を勘案した上で、その都度、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-2】(中期経営計画)

短期の経営計画の実施については、期首に月次部門別予算を積み上げた結果を基にした全社連結予算を作成し、その遂行状況を週次で執行役員会議で確認するとともに、毎月の取締役会で管理しております。他方で、中期計画については、この2年間、財務体質改善、事業モデルのコア事業への集中を進めてきたこともあり、今後策定を進める予定です。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社の現取締役会は取締役4名、監査役3名の7名で構成され、うち独立社外取締役1名、社外取締役1名、社外監査役3名となっております。取締役の半数を社外役員が占めており、監査役全員が社外役員であることから、現状でも経営の監視及び監督機能は十分に果たされていると認識しておりますが、より一層のガバナンス機能の充実を図るため、引き続き独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準)

当社は、現在、政策保有株式としての上場株式は、保有しておりません。

<上場株式の政策保有に関する方針>

ただし、当社は、事業展開上有益であると判断した場合、取引関係の強化、財務活動の円滑化、事業提携の強化等を目的として、株式の政策保有を行うこととします。この政策保有株式については、取締役会が中長期的な経済合理性や今後の見通しを毎年検証いたします。

<上場株式の議決権行使に関する基準>

当社は、政策保有株式の議決権行使については、発行会社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上、株主価値の増大及び当社の保有目的に資するか否か等の観点から、適切に行使用するものとします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社の主要株主等の関連当事者との取引等については、事前に取締役会で審議し承認を得るとともに、取引終了後にその報告がなされるものとしております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営戦略・経営計画

<経営理念>

当社の企業理念については、本報告書「1.基本的な考え方」や当社ホームページ(<http://www.tetsujin.ne.jp/company/rinen.html>)にて開示しております。

<経営戦略・経営計画>

経営戦略等については、ホームページ(<http://www.tetsujin.ne.jp/ir/library.html#menu2>)にて開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する考え方・基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する考え方・基本方針については、「コーポレートガバナンス報告書」(<http://www.tetsujin.ne.jp/ir/library.html#menu5>)や「有価証券報告書」(<http://www.tetsujin.ne.jp/ir/library.html#menu3>)にて開示しております。

(3) 経営陣幹部、取締役の報酬決定に係る方針・手続き

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間相場を総合的に勘案し、取締役の報酬は社外取締役2名を含む取締役会の授権及び監督を経て代表取締役が決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

当社の執行役員の給与につきましては、社内規程で定められた体系に基づき決定しております。また、賞与については、業績に対する貢献度に応じて、その都度決定しております。

(4) 経営陣幹部、取締役の選任、監査役の指名手続きに係る方針

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、当該人物の経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、取締役会にて決定しております。

(5) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名についての説明

本報告書の別表をご参照ください。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社は、会社法の規定に対応し、定款及び社内規程により取締役会において決議すべき重要事項を定め、それ以外の業務執行の意思決定に

については、業務執行の機動性や柔軟性等の観点から、代表取締役、業務執行を行う取締役及び執行役員等に委任することとしております。

【原則4-9】(独立性判断基準及び資質)

当社は、独立社外取締役となる者の独立性に関する基準及び方針として、当社と特別の利害関係を有さず、高い独立性を有していることを重視いたします。

また、取締役会では、独立社外取締役の候補者として、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するよう努めます。

【補充原則4-11-1】(取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、取締役会における迅速かつ正確で公正な意思決定が行われるとともに、透明性の高いガバナンス体制の構築が必要不可欠であると認識しております。

そこで、当社取締役会は、複数の独立社外取締役を選任することとし、また、当社が属するエンターテインメント業界の内外を問わず、多彩で高度な専門性を有する者を社外取締役に選任する等して、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めております。また、迅速かつ効率的な経営の意思決定を行うことができるよう、定款で取締役の員数を7名までと定め、執行役員制度も導入しております。

【補充原則4-11-2】(取締役、監査役の兼任状況)

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示することとしております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)

取締役会は、取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、社外取締役、監査役の意見提案等を取り入れ、取締役会の活動状況及び取締役会の運営状況など、取締役会の実効性に関する分析・評価を行うとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議しております。

直近は、2016年度に実施しており、取締役会が実行的に機能している旨を確認しております。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

1. 新任取締役・監査役に対しては、会社担当者から、「会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識」を、また顧問弁護士から「取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)」を、それぞれレクチャーすることとしております。
2. 全役員に対しては、定期的に、顧問弁護士から、ガバナンスに関連する最新トピックその他の取締役・監査役の職務遂行上必要かつ有益な法令知識の習得についてレクチャーすることとしております。
3. また、個々の役員は、自らの判断により、ノウハウや知識の習得のための教育研修に参加することができ、その際の費用は、社内規程により会社が負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の拡大・向上を実現するべく、幅広いステークホルダーとの間での対話を通じて、揺るぎない信頼関係を構築することが必須課題であると認識しております。

そのため、当社は、適切に説明責任を果たすべく、株主との建設的な対話を促進してまいります。

具体的には、株主・投資家への対応を担当する部署として、IR担当部門(現状は、経営管理本部)を設置し、株主との対話全般については、IR担当者(現状は、経営管理本部長)またはIR担当取締役が統括することとします。

IR担当者は、IR担当部門と財務経理部、総務部、人事部等の他の部門との間で緊密に連絡をとり合い、適時に情報共有をすることで、他の部署との連携を可能にし、株主との対話の支援を行います。

そして、対話を通じて把握した意見及び要望等については、IR担当部門が取り纏め、経営陣幹部に適時・適切な形でフィードバックを行いつつ、決算説明会の開催、株主通信などの発行等により、株主への情報提供に努めます。なお、株主との個別面談については、建設的な対話が可能な限り、前向きに検討することといたします。

また、インサイダー情報については、当社内部の「内部情報管理規程」に基づき、管理・運用いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社	2,228,900	33.33
株式会社横浜銀行	240,000	3.58
日野洋一	200,100	2.99
株式会社ドワンゴ	200,000	2.99
吉田嘉明	185,200	2.76
佐藤幹雄	162,600	2.43
株式会社エクシング	120,000	1.79
株式会社グッドスマイルカンパニー	80,000	1.19
日野元太	72,000	1.07
日野加代子	72,000	1.07

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小尾敏仁	他の会社の出身者												○
野宮拓	他の会社の出身者												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小尾敏仁	○	会社法第2条十五号に該当します。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているため、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから、小尾氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮すべく、選任しております。 また、小尾氏は取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
野宮拓		会社法第2条十五号に該当します。	長年にわたり弁護士として専門的知識を培っているほか、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから、野宮氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮すべく、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による店舗・本社実査への立会、四半期ごとの会計監査人の監査講評の聴取及び面談による情報交換に加え、適宜意見聴取を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
緑河久彰	他の会社の出身者														○
尾堂孝一	他の会社の出身者														○
江崎修二郎	他の会社の出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
緑河久彰		会社法第2条十六号に該当します。	日本証券アナリスト協会検定会員であり、証券関連の知識と企業コンプライアンスの経験・知識が豊富であるなどの観点から、適任であると判断し、選任いたしました。 なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあると考えております。
尾堂孝一		会社法第2条十六号に該当します。	警察官として培われた企業コンプライアンスの経験・知識が豊富であること、また、反社会的勢力の排除などの危機管理面での豊富な経験・知識を有しているなどの観点から、適任であると判断し、選任いたしました。 なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあると考えております。
江崎修二郎		会社法第2条十六号に該当します。	大手の注文住宅会社において長年にわたり重責を担い、成長企業におけるコーポレートガバナンスに非常に精通しているという観点から適任であると判断し、選任いたしました。 なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

1. 取締役について

(1) <有償ストックオプション>

- ・対象: 社内取締役
- ・新株予約権の数: 2,000個
- ・普通株式の数: 200,000株
- ・1株当たり行使価額: 452円

(2) <株式報酬型ストックオプション>

- ・対象:社内取締役
- ・新株予約権の数:448個
- ・普通株式の数:44,800株
- ・1株当たり行使価額:1円

2. 執行役員について

- ・対象:執行役員
- ・新株予約権の数:240個
- ・普通株式の数:24,000株
- ・一株あたりの行使価額:434円

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、当社の取締役及び執行役員になります。

1. 取締役について

<有償ストックオプション>

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、その業績責任と業績達成におけるインセンティブを明確にするため一部の社内取締役に対して付与しております。

<株式報酬型ストックオプション>

株主様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付を従来以上に高めるため社内取締役に対して付与しております。

2. 執行役員について

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、一部の執行役員に対してもストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年8月期における当社の取締役に対する報酬は、合計で75,246千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】(3)の記載をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、取締役は、当該業務を補助する使用人(以下「監査スタッフ」という)として適切な人材を配置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行の状況

取締役会は、取締役4名(内、2名が社外取締役)で構成し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務の執行状況の監督を行っております。また、取締役会は、少人数による迅速かつ効率的な経営の意思決定を行うことができる体制とし、月1回の定時取締役会と重要案件等が生じた場合には、臨時取締役会を適時開催しております。

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行しております。

業務の執行にあたっては、取締役会の監督の下、重要な執行役員会議を定期的に開催しており、当該会議には、社長、取締役及び執行役員等が参加し、その業務執行状況のモニタリングを適宜行なっております。また、財務・法務を中心とした管理機能を親会社である当社の管理部門へ集約するなどして、子会社への牽制機能を働かせています。

(2) 監査・監督の状況

監査役は、3名で全員が社外監査役であり、取締役会を含む社内での重要な会議に出席するほか、営業報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、会社の財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役及び執行役員の業務執行を監視しております。

会計監査並びに内部統制監査は、会社法監査並びに金融商品取引法監査等について、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適正に執行されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任することにより、独立中立的な立場及び多角的な視点からの意見・提言による外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、これら社外役員による取締役の業務執行に対する監視・監督機能により、業務執行に対してガバナンスが機能することから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では報告内容、議案の説明にスライドを利用する等、株主に対して、分かり易い運営に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営管理本部が分掌しております。また、IR事務連絡責任者は、経営管理本部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社内規程に「倫理規程」を設けており、ステークホルダーの立場を尊重し、公正性や透明性を確保した行動憲章としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる公正で効率的な経営システムの確立を重要な経営課題であると考えております。そのために、経営管理部門・業務部門の公正で迅速な遂行を目的として、以下のとおり、内部統制体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「倫理規程」を設け、この中で当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性の確保等を定めている。取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に則した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。
- (2) 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- (4) 取締役は、監査役から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査役に毎年提出する。
- (5) 当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理する。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会・執行役員会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・保存し、そして、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (2) 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、グループ企業全体において発生しうるリスクの評価、発生防止及び発生したリスクの対応等に係る体制整備を当社が行うことにより、リスク管理体制を構築する。
- (2) コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネジメント委員会(以下単に「委員会」)を設置し、委員会及び委員長の職務権限(グループ企業全体に対する指導権限を有する。)と責任を明確にした体制を構築・整備する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- (2) 取締役会付議に係る重要事項については、執行役員会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 事業に係る法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。
- (2) 内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。
- (3) 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。
- (4) 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム(相談窓口)を委員会に設置する。
- (5) 委員会の設置により、法令等遵守に関する規程の整備並びに倫理規程を周知・徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- (2) 当社は、子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する執行役員を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用する。
- (3) 子会社のコンプライアンス、リスク管理については、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性及び効率性を確保する。
- (5) 当社及び子会社における取締役及び使用人による、法令及び定款等に違反する事象又は取引並びに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じる恐れがあるときは、速やかに部署責任者、経営管理本部長へ報告する体制とする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、取締役は、当該業務を補助する使用人(以下「監査役スタッフ」として適切な人材を配置する。

8. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、業務に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告できることとする。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告する。

10. 取締役及び使用人からの監査役への報告が、適切に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

11. 監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知・徹底する。

12. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を負担するものとする。

13. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持つ。
- (2) 取締役は、監査役がその職務の適切な執行のため監査役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- (4) 代表取締役・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

14. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価を行い、不備がある場合には速やかに是正改善する体制を運用する。
- (2) 財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社グループは、反社会的勢力の排除を企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、事業活動のあらゆる分野において反社会的勢力や団体に対して関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況

当社グループは、上記基本方針を含む「倫理規程」を定めるとともに、反社会的勢力に対する対応として渉外担当チームが統括部署となり、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応しております。

反社会的勢力との関与を防止するため、取引先については原則として民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引の開始時には契約書や取引約款に暴力団排除条項を明記することにしており、常に取引先が反社会的勢力であるかどうかについて通常必要と思われる注意を払っております。

仮に取引先が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合には、速やかに取引関係を解消する体制をとっております。

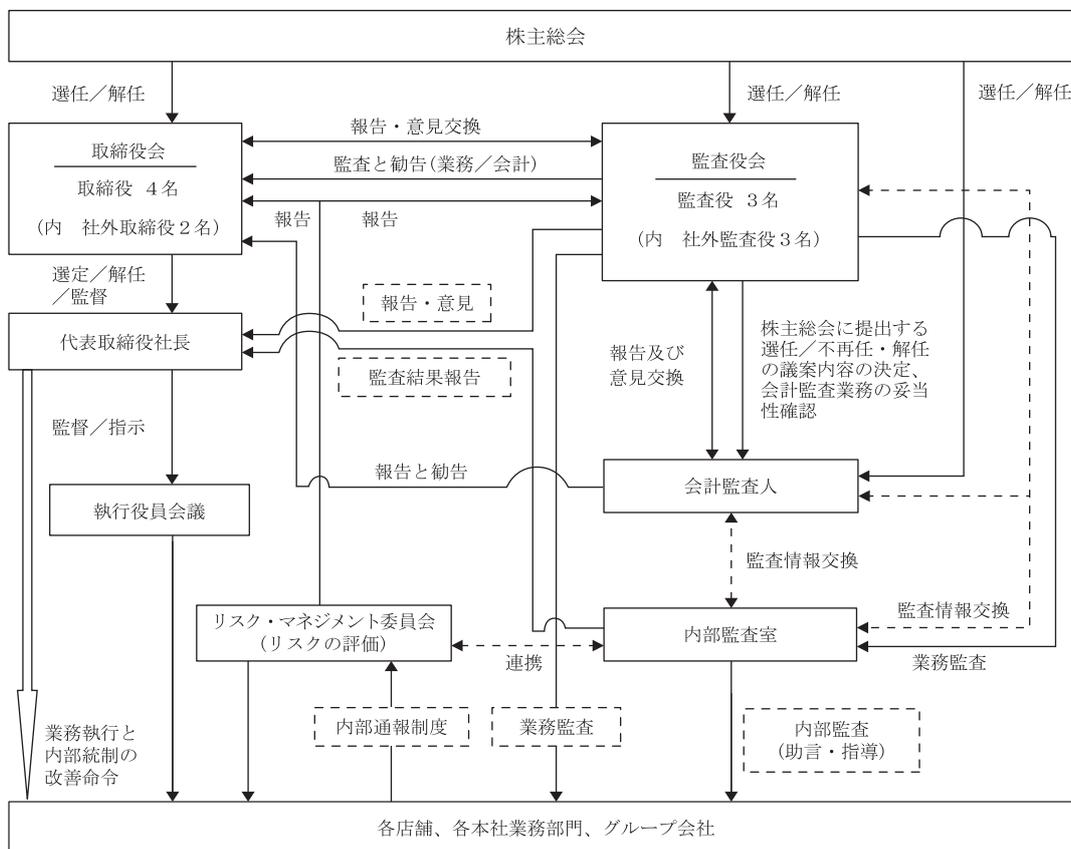
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

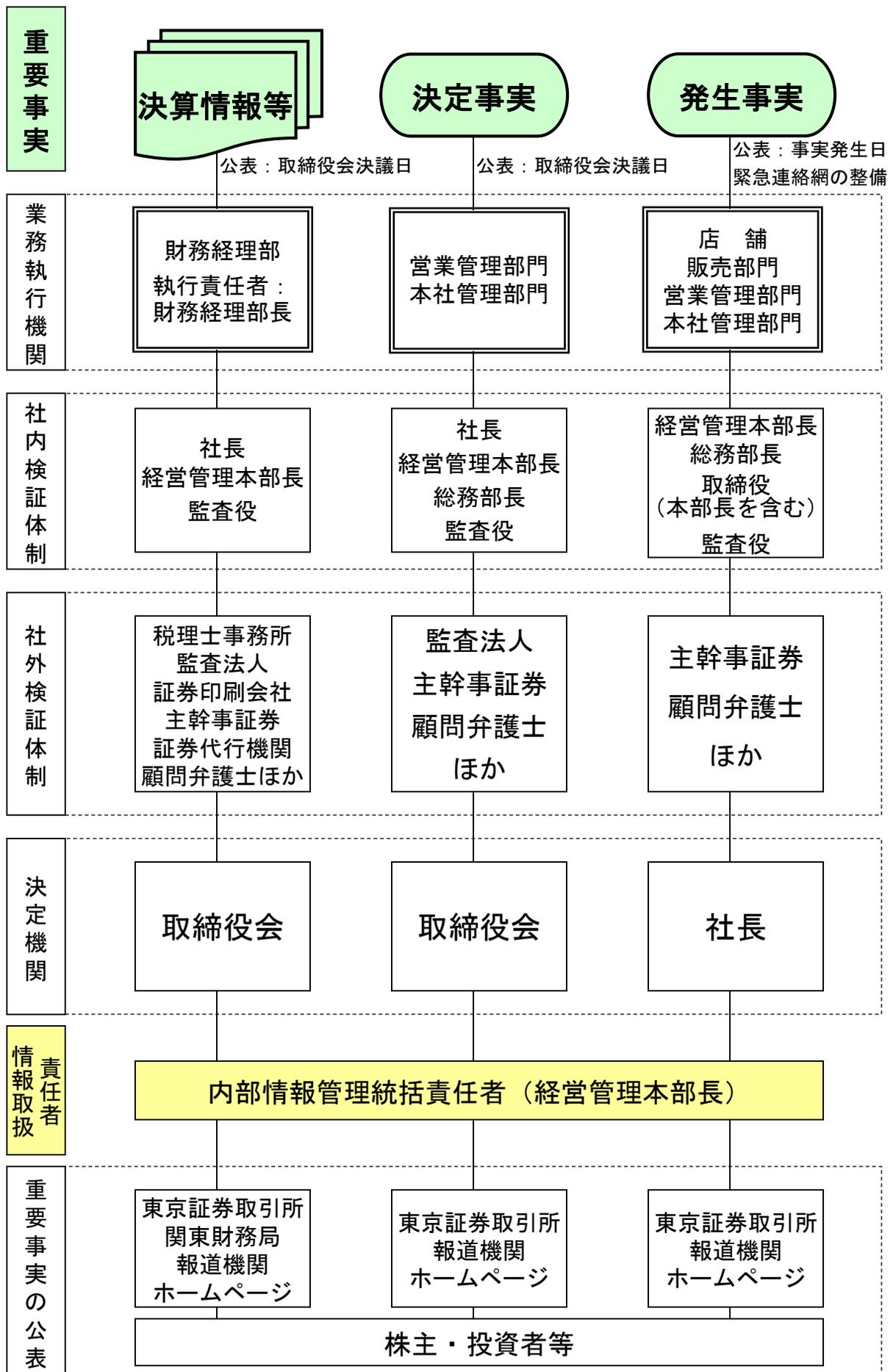
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



○重要事実適時開示体制



別 表

【原則 3-1. (v) : 取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明】

氏名	地位	選任理由
岡崎 太輔	代表取締役	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているため、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、岡崎氏の知識や経験等を経営に反映し、ガバナンスをより一層強化できる人材であると判断し、選任いたしました。
滝江 成吉	取締役	長年にわたり店舗営業に関する業務に従事し、当社の営業活動をけん引してまいりました。現在は、当社店舗事業本部長を務めており、当社生え抜きによる経営への回帰と更なる当社の営業活動の推進に必要なものと判断し、選任いたしました。
小尾 敏仁	社外取締役	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているため、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから、小尾氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮すべく、選任いたしました。 また、小尾氏は取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
野宮 拓	社外取締役	長年にわたり弁護士として専門的知識を培っているほか、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから、野宮氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮すべく、選任いたしました。
緑河 久彰	社外監査役（常勤）	日本証券アナリスト協会検定会員であり、証券関連の知識と企業コンプライアンスの経験・知識が豊富であるなどの観点から、適任であると判断し、選任いたしました。 なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあると考えております。
尾堂 孝一	社外監査役	警察官として培われた企業コンプライアンスの経験・知識が豊富であること、また、反社会的勢力の排除などの危機管理面での豊富な経験・知識を有しているなどの観点から適任であると判断し、選任いたしました。

		<p>なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあると考えております。</p>
江崎 修二郎	社外監査役	<p>大手注文住宅会社において長年にわたり重責を担い、成長企業におけるコーポレートガバナンスに非常に精通しているという観点から適任であると判断し、選任いたしました。</p> <p>なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあると考えております。</p>

以上